

人事院公示第 10 号

人事院総裁は、人事院規則 213（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 項の規定に基づき、人事院公示の廃止に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 3 月 30 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 平成 17 年人事院公示第 7 号及び平成 17 年人事院公示第 8 号は、廃止する。
- 2 この決定による廃止は、令和 4 年 4 月 1 日から効力を発生する。